各 位

公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部障害福祉事業者指定室

令和7年度第5回「生活介護」「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」 事業指定協議説明会の実施について

日頃より、当財団の運営に御理解、御協力をいただき、お礼申し上げます。

当財団は、東京都の政策連携団体として、都民の福祉保健医療の向上と都民本位の開かれた福祉 保健医療の実現に寄与することを目的として事業を実施しており、令和5年度から、障害福祉サー ビス事業者の指定申請受付等に係る事業を東京都から受託しています。

東京都において、標記事業所の新規指定を受けることを目的とした指定協議を開始するためには、当該説明会への出席が要件となります。

ついては、令和7年度第5回「生活介護」「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」事業指定協議説明会を下記のとおりオンデマンド動画配信によるオンラインにより実施しますので、指定協議を希望される法人様におかれましては、御確認の上、お申込みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 オンライン開催概要

開催形式:オンデマンド動画の配信

配信時期:令和8年1月8日(木曜日)から16日(金曜日)の1週間程度(予定)

配信媒体:YouTube 視聴時間:2時間30分程度

2 説明事項(予定)

- (1) 障害福祉サービス事業者としての基礎知識について
- (2)制度概要・人員、設備及び運営に関する基準等について
- (3) 管理者・サービス管理責任者について

3 対象者

新たに事業所の開設を検討している法人の指定協議担当者並びに事業所の管理者(予定者含む)。 なお、管理者は、相談開始までに説明会に出席することが必須となります。説明会に出席した管理 者が変更になる場合は、問合せ先までご連絡ください。

4 実施回数等

令和7年度の説明会は年6回開催予定です。今年度第6回の開催予定時期は、3月頃を予定しております。詳細の開催日時は募集時にお知らせいたします。

- 5 申込から参加までの流れ
- (1) 申請フォームに必要事項を入力し、申請期間内に送信してください。

【申請フォームアドレス】

https://www.fukushizaidan-online-reception.jp/shogaishitei/

【申請期間】

令和7年12月12日(金曜日)~令和7年12月26日(金曜日)17時まで

<申込みにあたっての留意事項>

※「<u>shogaishitei@fukushizaidan-online-reception.jp</u>」からのメールが確実に受信できるよう、迷惑メール設定などを予め御調整ください。

(2) 受付完了メールの確認

(1)のフォーム送信が正しく行われた場合に限り、以下のアドレスか「受付完了」メールを 自動送信いたしますので、必ず御確認ください。

この「受付完了」メールが配信されない場合、申込受付となりません。

★ 受付完了メール送信元アドレス

shogaishitei@fukushizaidan-online-reception.jp

(3) 参加申込者への出席可否連絡の確認

上記3及び5(1)の留意事項を満たした参加申込者に対し、令和8年1月7日(水曜日)頃に、5(2)の「受付完了」メールを送付したメールアドレス宛にオンライン開催の詳細(視聴方法、配信期間、配信動画 URL、出席確認方法等)を御案内いたします。

(4) 配信動画の視聴

(3)にて御案内する配信期間になりましたら、所定の視聴方法等を御確認のうえ、配信動画を御視聴ください。

なお、配信動画は以下掲載の資料『指定申請の手引き』に記載されていることの事前理解を前提とした説明内容になります。

御視聴の際には、予め『指定申請の手引き』を御精読のうえ、視聴してください。

【資料】(「東京都障害者サービス情報」に掲載)

https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-014

6 説明会の有効期限について

本説明会における有効期限は、受講後1年間とします。それまでに事業計画等の提出が無い場

合は、再度本説明会へ出席いただくことになります。

なお、「事業計画」の提出後、審査が止まっている場合も同様に、最終来庁日から起算して1年間を経過した場合は再度本説明会へ出席いただくことになりますので御注意願います。

7 その他

法人の変更は原則認められないため、変更になった場合、再度本説明会にご出席いただく必要があります。

< 説明会に関する問合せ先> 公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部障害福祉事業者指定室(施設担当) 連絡先:03-6302-0313